

景観まちづくり団体認定申請書

年 月 日

桜川市長 様

団体の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名
連絡先

桜川市景観まちづくり条例第 6 条に定める景観まちづくり団体としての認定を求めます。

計画の名称	
景観まちづくりの目標	
活動又は事業の概要	
主たる対象とする地域	<input type="checkbox"/> 市域の全部 <input type="checkbox"/> 市域の一部（地域の名称： ）
その他特記事項	

（備考）

- この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（景観まちづくり実施計画や申請団体が資格要件に該当することを証する資料など）とあわせて主管課に提出してください。
- 計画の名称は、景観まちづくり実施計画の名称を記載してください。
- 景観まちづくりの目標は、景観まちづくり実施計画の記載事項（申請団体の良好な景観の形成に関する目標）の要旨を簡潔かつ明瞭に記載してください。
- 活動又は事業の概要は、景観まちづくり実施計画の記載事項（良好な景観の形成に関する目標を達成するために申請団体の実施する活動又は事業の内容）の概要を簡潔かつ明瞭に記載してください。
- 主たる対象とする地域は、景観まちづくり実施計画の主たる対象となる土地の区域について、該当するものにチェックを入れてください。また、主たる対象となる地域が市域の一部である場合は、あわせて当該地域の名称を記載してください。

景観まちづくり団体認定通知書

年 月 日
番 号

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で申請のあった景観まちづくり団体の認定について、下記のとおり貴団体を桜川市景観まちづくり条例第 6 条に定める景観まちづくり団体として認定しましたので、桜川市景観まちづくり規則第 6 条第 5 項の規定により通知します。

記

- 認定年月日・番号
- 景観まちづくり団体の名称
- 景観まちづくり実施計画の名称
- 認定に付した条件

（教 示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができず。ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観まちづくり団体認定事項変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

景観まちづくり団体の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名
連絡先

景観まちづくり団体としての認定に係る事項を変更したので、桜川市景観まちづくり規則第7条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

認定年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
計画の名称	
変更の箇所	
変更の理由	
その他特記事項	

（備考）

1. 景観まちづくり実施計画の内容その他景観まちづくり団体としての認定に係る事項を変更したときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（変更後の景観まちづくり実施計画など）とあわせて主管課に提出してください。
2. 変更の箇所及び変更の理由は、景観まちづくり実施計画の内容その他景観まちづくり団体としての認定に係る事項を変更した箇所及び当該箇所を変更した理由をできる限り具体的に記載してください。
3. 必要事項又は添付図書に漏れや明らかな錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

景観まちづくり団体認定廃止届出書

年 月 日

桜川市長 様

景観まちづくり団体の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名
連絡先

景観まちづくり団体を解散（景観まちづくり実施計画を廃止）するので、桜川市景観まちづくり規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

認定年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
計画の名称	
解散（廃止）期日	年 月 日
団体を解散（計画を廃止）する理由	
その他特記事項	

（備考）

1. 景観まちづくり団体を解散し、又は景観まちづくり実施計画を廃止するときは、この届出書に必要事項を記載の上、主管課に提出してください。
2. 解散（廃止）期日は、団体を解散しようとする期日、計画を廃止しようとする期日、団体を解散した期日又は計画を廃止した期日のいずれかを記載してください。
3. 団体を解散（計画を廃止）する理由は、景観まちづくり団体を解散し、又は景観まちづくり実施計画を廃止する理由をできる限り具体的に記載してください。
4. 必要事項に漏れや明らかな錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

技 術 的 助 言

番 年 月 日
号

様

桜川市長 [印]

桜川市景観まちづくり規則第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり技術的助言をします。

記

1. 技術的助言の趣旨

2. 技術的助言の内容

(1) _____
(2) _____
(3) _____
(4) _____
(5) _____

3. 技術的助言の責任者

(1) 部署名 _____
(2) 担当者 _____
(3) 連絡先 _____

(備考)
この技術的助言に従わないときは、桜川市景観まちづくり規則第10条第1項の規定による是正勧告の対象となります。

景 観 ま ち づ ぐ り 団 体 是 正 勧 告 書

番 年 月 日
号

様

桜川市長 [印]

桜川市景観まちづくり規則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。なお、この勧告に従わないときは、桜川市景観まちづくり条例第6条第5項の規定による景観まちづくり団体の認定の取消し又は撤回の対象となることがある。

記

1. 是正勧告の趣旨

2. 是正勧告の内容

3. 是正の期限

年 月 日 ()

4. 是正勧告の責任者

(1) 部署名 _____
(2) 担当者 _____
(3) 連絡先 _____

景観まちづくり団体認定取消し（撤回）通知書

番 号
年 月 日

桜川市長

〔印〕

桜川市景観まちづくり条例第6条第5項の規定により貴団体の景観まちづくり団体としての認定の取消し（撤回）をしたので、桜川市景観まちづくり規則第11条第3項本文の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1. 認定の取消し（撤回）をした団体等
 - (1) 団体の名称
 - (2) 計画の名称
 - (3) 認定年月日・番号

2. 認定の取消し（撤回）に至った理由

（教 示）

- ア. この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観計画区域内における行為の届出書

桜川市長 様
年 月 日

住 所
氏 名
連絡先

景観法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 （ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）	
	<input type="checkbox"/> 工作物の建設等 （ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）	
行為の場所	<input type="checkbox"/> 土地の形質変更等（内容： ）	
	地名地番	桜川市
用途地域	上記土地の面積	㎡
	景観計画区域	<input type="checkbox"/> 重点地区内（名称： ） <input type="checkbox"/> 重点地区外
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域内 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域内
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
参考情報	設計者	住 所 氏 名 連絡先
	工事	住 所 氏 名
	施行者	住 所 氏 名 連絡先

景観計画区域内における行為の事前相談書

年 月 日

相談者	本人	住所 氏名	
	代理人	住所 氏名 連絡先	
行為の種類		<input type="checkbox"/> 建築物の建築等（ <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更） <input type="checkbox"/> 工作物の建設等（ <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更） <input type="checkbox"/> 土地の形質変更等（内容： ）	
行為の場所	地名地番	桜川市	
	土地の面積	m ²	
	景観計画区域	<input type="checkbox"/> 重点地区内（名称： ） <input type="checkbox"/> 重点地区外	
	区域区分 用途地域	<input type="checkbox"/> 市街化区域内 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域内	
相談の内容			

助言の内容			
上記のとおり回答してよろしいか(何)			
供覧	課長	課員	連絡
			年 月 日
			連絡方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接

(備考)

- この事前相談書は、必要事項を記載の上、関係資料（位置図、現況写真、配置図、立面図等に準ずる資料）とあわせて主管課の窓口へ提出してください。
- 本人又は相談者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 必要事項又は関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、助言を行うことができな

景観計画区域内における行為の適合通知書

番 号
年 月 日

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で（変更の）届出のあった行為について、景観形成基準に適合すると認め、景観法第18条第1項の規定による行為の着手の制限を解除しましたので、その旨を通知します。

なお、届出のあった行為に変更があったときは、一部の例外を除き、改めて行為の着手の制限が発生しますので、直ちに行為を停止し、市役所主管課と協議してください。必要な法手続をしないで行為に着手した場合、景観法の規定に基づき処罰されることがあります。

【お問い合わせ先】

桜川市 部 課
都市政策グループ
担当：
TEL：0296-58-5111
(内線：)

景観計画区域内における行為の是正勧告書

番 年 月 日
号

様

桜川市長

[印]

景観法第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。なお、この勧告に従わないときは、桜川市景観まちづくり条例第 1 3 条第 1 項の規定による公表の対象となることがある。

記

1. 是正勧告の趣旨

2. 是正勧告の内容

3. 是正の期限

年 月 日 ()

4. 是正勧告の責任者

(1) 部署名

(2) 担当名

(3) 連絡先

特定届出対象行為変更 (原状回復) 命令書

番 年 月 日
号

様

桜川市長

[印]

景観法第 1 7 条第 1 項 (第 5 項) の規定に基づき、下記のとおり命ずる。なお、この命令に従わないときは、(桜川市景観まちづくり条例第 1 3 条第 1 項) の規定に基づきその事実を公表すること、及び) 同法の規定に基づき処罰されることがある。

記

1. 変更 (原状回復) 命令の内容

2. 変更 (原状回復) 命令の理由

3. 猶予期限

年 月 日 ()

(教 示)

ア. この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 ヶ月以内に限り、桜川市 (代表者：桜川市長) を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、この処分の日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日) の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

変更 (原状回復) 命令事前通告書

番 年 月 日
号 日

様

桜川市長

[印]

景観法第 1 7 条第 1 項 (第 5 項) の規定による命令を予定しているの、桜川市景観まちづくり規則第 1 9 条第 1 項後段の規定に基づき、下記のとおり事
前の通告をします。

記

1. 予定する命令の内容

2. 予定する命令の原因となる事実

3. 弁明書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 年 月 日 ()
(2) 提出先 (名称) 桜川市役所 部 課
(所在地) 〒 一
(連絡先)

(教 示)
ア. あなたは、上記 1 及び 2 の記載事項 (予定される命令の内容とその原因となる事実) について弁明があるときは、上記 3 の提出期限までに桜川市長に対して弁明書を提出
することができず。
イ. 弁明書は、様式第 1 7 号を使用してください。
ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することできません。
エ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定する命令が中止されること
があります。

予定される命令に対する弁明書

年 月 日

桜川市長 様

住 所
氏 名
職 業
連絡先

(年齢 歳)

次のとおり命令の中止 (変更) を求めます。

1. 弁明の趣旨 (該当するものにチェックを入れてください。)
<input type="checkbox"/> 命令の原因となる事実がない。 <input type="checkbox"/> 命令の原因となる事実誤りがある。 <input type="checkbox"/> その他 ()
2. 記入欄 (弁明の内容をできる限り具体的に簡潔に記載してください。)

(備 考)

- ア. この弁明書は、年 月 日 () までに主管課に郵送又は持参にて提出してください。
イ. 法人の場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、職業は事業概要をそれぞれ記載してください。なお、法人の場合、年齢の記載は不要です。
ウ. 必要事項は漏れなく記載してください。なお、必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、弁明書の提出が無効となるおそれがあります。
エ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
オ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定される命令が中止されること
があります。

公表を中止した旨の通知書

様
 年 月 日
 番 年 月 日
 号

様

桜川市長

[印]

年 月 日 第 号で事前の通告をした公表について
 年 月 日付で提出のあった弁明書の内容を十分に参酌し、
 中止することとしましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 中止することとした公表の内容

2. 公表を中止することとした理由

3. その他特記事項

景観重要建造物（樹木）指定提案書

桜川市長 様

年 月 日

住所
 氏名
 連絡先

景観法第20条第 項（第29条第 項）の規定に基づき、次のとおり
 景観重要建造物（樹木）の指定を提案します。

建造物の名称 (樹木の樹種)	
建造物の所在地 (樹木の所在地)	桜川市
建造物の外観の特徴 (樹容の特徴)	
景観法第19条第1 項に規定する土地そ 他の物件の範囲	
景観重要建造物又は 景観重要樹木の指定 の方針との適合	

(備考)

- この提案書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（位置図、現況写真、所有者全員の合意又は同意を得たことを証する書類など）とあわせて主管理課に提出してください。
- 提案者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 建造物の所在地又は樹木の所在地は、提案に係る建造物又は樹木が存する土地の所在及び地番を記載してください。
- 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲は、提案に係る物件が建造物である場合に、当該建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の範囲を記載してください。なお、提案に係る物件が樹木である場合は、記載しないでください。
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針との適合は、提案に係る建造物又は樹木と、景観計画に定められた第8条第2項第3号に掲げる事項との適合に関する意見を記載してください。

景観重要建造物（樹木）の指定をすることができない旨の通知書

年 月 日
番 年 月 日
号

様

桜川市長

[印]

年 月 日付で提案のあった景観重要建造物（樹木）の指定については、下記の理由により指定することができませんので、その旨を通知します。

記

理由

(教 示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができません。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判がなかったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができません。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要建造物（樹木）指定通知書

年 月 日
番 年 月 日
号

様

桜川市長

[印]

景観法第19条第1項（第28条第1項）の規定に基づき、下記の建造物（樹木）を景観重要建造物（樹木）として指定しましたので、同法第21条第1項（第30条第1項）の規定により通知します。

記

1. 指定年月日・番号
2. 景観重要建造物（樹木）の名称（樹種）及び所在地
3. 景観重要建造物（樹木）の所有者の氏名及び住所
4. 指定の理由となった建造物の外観（樹容）の特徴

5. 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(教 示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができません。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができません。ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要建造物（樹木）定期点検結果報告書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

桜川市景観まちづくり規則第24条第1項第1号ウ（第2号ウ）の規定に基づき、次のとおり報告します。

指定年月日・番号	年	月	日	番	号
建造物の名称 (樹木の樹種)					
建造物の所在地 (樹木の所在地)	桜川市				
定期点検実施年月日	年	月	日		
前回点検実施年月日	年	月	日		
建造物の外観の状況 (樹容・樹勢の状況)	<input type="checkbox"/> 支障有 <input type="checkbox"/> 支障無 (支障の内容)				
消防・防災設備の状況 (剪定・病害虫防除の状況)	<input type="checkbox"/> 支障有 <input type="checkbox"/> 支障無 (支障の内容)				
その他建造物の状況 (その他樹木の状況)	<input type="checkbox"/> 支障有 <input type="checkbox"/> 支障無 (支障の内容)				
上記支障への対策として講じた措置					

- (備考)
- この報告書は、必要事項を記載の上、写真その他建造物又は樹木の状況がわかる資料とあわせて主管理に提出してください。住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - 欄は、該当するものにチェックを入れてください。
 - 上記支障への対策として講じた措置は、建造物又は樹木の状況に支障がある場合に、その対策として講じた措置の内容を記載してください。
 - 必要事項又は関係資料に漏れや明白な錯誤などがある場合、報告書の提出が無効となるおそれがあります。

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指定年月日・番号	年	月	日	番	号
建造物の名称 (樹木の樹種)					
建造物の所在地 (樹木の所在地)	桜川市				
行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築・改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 (<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植)				
設計又は施行方法					
行為着手予定年月日	年	月	日		
行為完了予定年月日	年	月	日		
その他特記事項					

(備考)

- この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（設計仕様書、設計図、位置図、現況写真、所有者の意見書（申請者が所有者でない場合に限る。）など）とあわせて主管理に提出してください。住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 建造物の所在地又は樹木の所在地は、提案に係る建造物又は樹木が存する土地の所在及び地番を記載してください。
- 行為の種類は、該当するものにチェックを入れてください。

景観重要建造物 (樹木) 現状変更許可書

番 号
年 月 日

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で申請のあった景観重要建造物 (樹木) の現状の変更については、景観法第 2 2 条第 1 項 (第 3 1 条第 1 項) の規定に基づき、次のとおり許可します。

指定年月日・番号	年 月 日	番 号
建造物の名称 (樹木の樹種)		
建造物の所在地 (樹木の所在地)	桜川市	
行為の種類		
行為着手予定年月日	年 月 日	
行為完了予定年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
許可に付した条件		

(教 示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 ヶ月以内に限り、桜川市 (代表者：桜川市長) を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、この処分の日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日) の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要建造物 (樹木) 現状変更不許可通知書

番 号
年 月 日

様

桜川市長 [印]

年 月 日付で申請のあった景観重要建造物 (樹木) の現状の変更については、次の理由により許可することができませんので、その旨を通知します。

指定年月日・番号	年 月 日	番 号
建造物の名称 (樹木の樹種)		
建造物の所在地 (樹木の所在地)	桜川市	
行為の種類		
不許可の理由		

(教 示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 ヶ月以内に限り、桜川市 (代表者：桜川市長) を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、この処分の日 (アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日) の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要建造物（樹木）管理改善勧告書

番号 年 月 日

様

桜川市長

[印]

景観法第26条（第34条）の規定に基づき、下記のとおり勧告する。なお、この勧告に従わないときは、同法第27条第1項又は第2項（第35条第1項又は第2項）の規定に基づき景観重要建造物（樹木）の指定を解除することがある。

記

1. 改善勧告の趣旨

Blank lines for improvement advice content.

2. 改善勧告の内容

Blank lines for improvement advice content.

3. 改善の期限

年 月 日 ()

4. 改善勧告の責任者

- (1) 部署名
(2) 担当名
(3) 連絡先

景観重要建造物（樹木）管理改善命令書

番号 年 月 日

様

桜川市長

[印]

景観法第26条（第34条）の規定に基づき、下記のとおり命令する。なお、この命令に従わないときは、同法第27条第1項又は第2項（第35条第1項又は第2項）の規定に基づき景観重要建造物（樹木）の指定を解除すること、及び同法第105条の規定に基づき処罰されることがある。

記

1. 改善命令の内容

Blank lines for improvement order content.

2. 改善命令の理由

Blank lines for improvement order reasons.

3. 猶予期限

年 月 日 ()

(教示)

- ア. この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることがあります。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりません。
イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することができず。ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりません。

改善命令事前通告書

番号 年月日

様

桜川市長

[印]

景観法第26条（第34項）の規定による命令を予定しているので、桜川市景観まちづくり規則第27条第1項後段の規定に基づき、下記のとおり事前の通告をします。

記

- 1. 予定する命令の内容
2. 予定する命令の原因となる事実
3. 弁明書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 年月日()
(2) 提出先(名称) 桜川市役所 部 課
(所在地) 〒 ()
(連絡先)

(教示)
ア. あなたは、上記1及び2の記載事項（予定される命令の内容とその原因となる事実）について弁明があるときは、上記3の提出期限までに桜川市長に対して弁明書を提出することができず、様式第33号を使用してください。
イ. 弁明書は、様式第33号を添付してください。
ウ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
エ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定する命令が中止されることがあります。

予定される命令に対する弁明書

年月日

桜川市長 様

住所 氏名 職業 連絡先

(年齢 歳)

次のとおり命令の中止（変更）を求めます。

1. 弁明の趣旨（該当するものにチェックを入れてください。）
□ 命令の原因となる事実がない。
□ 命令の原因となる事実には誤りがある。
□ その他（ ）
2. 記入欄（弁明の内容をできる限り具体的に簡潔に記載してください。）

(備考)

ア. この弁明書は、年月日()までに主管課に郵送又は持参にて提出してください。
イ. 法人の場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、職業は事業概要をそれぞれ記載してください。なお、法人の場合、年齢の記載は不要です。
ウ. 必要事項は漏れなく記載してください。なお、必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、弁明書の提出が無効となるおそれがあります。
エ. 弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができます。
オ. 弁明書の内容に正当な理由があると認められた場合、予定される命令が中止されることがあります。

改善命令を中止した旨の通知書

年 月 日
番 年 日

様

桜川市長

[印]

年 月 日 第 号で事前の通告をした命令について
年 月 日付で提出のあった弁明書の内容を十分に参酌し、
は、中止することとしましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 中止することとした命令の内容

2. 命令を中止することとした理由

3. その他特記事項

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

年 月 日
番 年 日

様

桜川市長

[印]

景観法第27条第 項（第35条第 項）の規定に基づき、下記の景観
重要建造物（樹木）の指定を解除しましたので、同条第3項において準用する
第21条第1項（第30条第1項）の規定により通知します。

記

1. 指定年月日・番号

2. 景観重要建造物（樹木）の名称（樹種）及び所在地

3. 景観重要建造物（樹木）の所有者の氏名及び住所

4. 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

5. 指定を解除する理由

(教 示)

ア. この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この
処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の
日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりま
す。

イ. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした
場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6
ヶ月以内に限り、桜川市長（代表者：桜川市長）を被告として提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日（アの審査請求をした場合は、当該審
査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であつ
ても、この処分の日（アの審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）
の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することがで
きなくなりません。

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

景観法第43条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

指定年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
建造物の名称 (樹木の樹種)	
建造物の所在地 (樹木の所在地)	桜川市
所有権取得年月日	年 月 日

(備考)

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有権を取得したときは、この届出書に必要事項を記載の上、主管課に提出してください。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 必要事項に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

景観協定認可申請書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

景観法第81条第4項（第90条第1項）の規定による認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観協定の名称	桜川市
景観協定区域内に存する土地の所在及び地番	
景観協定区域の面積	m ²
良好な景観の形成のために景観協定に定める事項	
景観協定の有効期間	(自動更新規定の有無：有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>)
景観協定に違反した場合の措置の概要	
景観協定区域隣接地の区域内に存する土地の所在及び地番	桜川市

(備考)

1. この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（景観協定書、景観協定区域図、景観協定区域内の土地所有者等の合意を得たことを証する書類、理由書など）とあわせて主管課に提出してください。
2. 申請者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 良好な景観の形成のために景観協定に定める事項は、景観法第81条第2項第2号イからトまでに掲げる事項のうちから景観協定に定める事項を記載してください。
4. 自動更新規定の有無の欄は、有効期間満了時に協定が自動的に更新される旨の規定の有無について、該当するものにチェックを入れてください。
5. 景観協定区域隣接地の区域内に存する土地の所在及び地番は、景観法第81条第4項の規定による認可の申請において景観協定区域隣接地を定める場合に記載してください。

景観協定（変更・廃止）認可通知書

番号 年月日

様

桜川市長 [印]

年月日付で申請のあった景観協定（の変更・廃止）について、
景観法（第81条第4項・第84条第1項・第88条第1項・第90条第1項）
の規定に基づき、下記のとおり認可しましたので、その旨を通知します。

記

1. 認可年月日・番号
2. 景観協定の名称
3. 景観協定区域内に存する（存した）土地の所在及び地番
4. 景観協定区域隣接地の区域内に存する（存した）土地の所在及び地番

景観協定（変更・廃止）不認可通知書

番号 年月日

様

桜川市長 [印]

年月日付で申請のあった景観協定（の変更・廃止）について
は、下記の理由により景観法（第81条第4項・第84条第1項・第88条第
1項・第90条第1項）の規定による認可をすることができませんので、
その旨を通知します。

記

理由

(教示)

1. この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に限り、桜川市長に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなりません。
2. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、桜川市（代表者：桜川市長）を被告として提起することが出来ます。ただし、この処分があったこと（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったこと）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりません。

景観協定変更認可申請書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

景観法第84条第1項の規定による変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

認可年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
景観協定の名称	<input type="checkbox"/> 景観協定の名称 <input type="checkbox"/> 景観協定区域（ <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 景観協定区域隣接地（ <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 良好な景観の形成を図るために景観協定に定める事項 <input type="checkbox"/> 景観協定の有効期間 <input type="checkbox"/> 景観協定に違反した場合の措置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更に係る事項	
変更の概要	

（備考）

- この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書（変更後の景観協定書、変更後の景観協定区域図（景観協定区域を変更する場合に限る。）、景観協定区域内の土地所有者等の合意を得たことを証する書類、変更理由書など）とあわせて提出してください。
- 申請者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 変更に係る事項は、該当するものにチェックを入れてください。

景観協定区域除外届出書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

景観法第85条第1項（第2項）の規定により景観協定区域から除外された土地について、同条第3項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

認可年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
景観協定の名称	
除外された土地の所在及び地番	桜川市
上記土地の面積	m ²
その他特記事項	

（備考）

- 景観協定区域内の土地が借地権の消滅などの事由により当該景観協定区域から除外されたときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書（届出に係る土地が景観法第85条第1項又は第2項の規定により景観協定区域から除外されるものであることを証する書類など）とあわせて主管理課に提出してください。
- 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 必要事項又は添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

景観協定加入届出書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

景観協定に加わりたいので、景観法第 8 7 条第 1 項 (第 2 項) の規定に基づき、次のとおり届出をします。

認可年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
景観協定の名称	
新たに加わる土地の所在及び地番	桜川市
上記土地の面積	m ²
その他特記事項	

(備考)

1. 景観法第 8 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により景観協定に新たに加わるときは、この届出書に必要事項を記載の上、所定の添付図書(自らが景観法第 8 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により景観協定に加わることができる者であることを証する書類など)とあわせて主管理課に提出してください。
2. 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 必要事項又は添付図書に漏れや明白な錯誤などがある場合、届出が無効となるおそれがあります。

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

桜川市長 様

住所
氏名
連絡先

景観法第 8 8 条第 1 項の規定による廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

認可年月日・番号	年 月 日 ・ 番 号
景観協定の名称	
景観協定区域内に存する土地の所在及び地番	桜川市
景観協定区域の面積	m ²

(備考)

1. この申請書は、必要事項を記載の上、所定の添付図書(景観協定区域内の土地所有者等の過半数の合意を得たことを証する書類や廃止理由書など)とあわせて主管理課に提出してください。
2. 申請者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

資料-2-9. 桜川市景観法の規定による届出制度細則

桜川市景観法の規定による届出制度細則

(趣旨)

第1条 この告示は、桜川市景観まちづくり規則（令和4年桜川市規則第 号。以下「規則」という。）第13条第2項及び第39条の規定に基づき、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項又は第2項の規定による届出の運用に必要と認められる技術的細目を定める。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、桜川市景観まちづくり条例（令和2年桜川市条例第13号）及び規則の例による。

(添付図書)

第3条 規則第13条第2項の市長が別に定める図書は、別表のとおりとする。

(景観計画区域内における行為の届出事務処理台帳)

第4条 担当職員は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る事務を処理したときは、景観計画区域内における行為の届出事務処理台帳（様式第1号）に所定の事項を記載しなければならない。

2 景観計画区域内における行為の届出事務処理台帳は、会計年度ごとに調製し、管理するものとする。

(保存年限)

第5条 景観計画区域内における行為の届出事務処理台帳の保存年限は、30年とする。
2 前項に定めるもののほか、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る文書の保存年限は、10年（取下げがあった事案に係るものについては、5年）とする。ただし、特別の事情があるときは、延長を妨げない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行為の区分	添 付 図 書		摘 要
	種 類	明 示 す べ き 事 項	
共 通	委任状	(1) 本人及び代理人それぞれの住所、氏名及び連絡先 (2) 委任事項	代理人をして提出を行わせる場合
	案内図又は付近見取図	(1) 方位及び縮尺 (2) 公道その他主要な地形地物 (3) 届出対象地の区域	縮尺2,500分の1以上
	現況カラ	(1) 届出対象地の区域	それぞれ2方向

建築物の建築等及び工作物の建設等	(2) 前号の区域の周辺の状況		たもの様式第2号 立面図との兼用可
	景観形成基準との適合に関する調査 完成予想図	景観形成基準との適合に関する調査 完成予想図	
建築物の建築等及び工作物の建設等	(1) 届出対象行為後における建築物又は工作物及びこれらと一体となって景観を形成する物件に彩色を施したもの。ただし、現況カラー写真に建築物又は工作物を合成する場合作品にあっては、これらと一体となって景観を形成する物件の描写は省略することができる。	(1) 前号の色彩の色相・明度・彩度をマンセル表色系で示した数値	縮尺100分の1以上
	(2) 前号の色彩の色相・明度・彩度をマンセル表色系で示した数値	(1) 方位及び縮尺 (2) 届出対象地の区域の形状及び寸法 (3) 前号の区域内における建築物又は工作物の位置及び形状（届出対象行為に係る建築物又は工作物にあっては、位置、形状及び寸法並びに延べ面積及び建築面積又は築造面積） (4) 前号の建築物又は工作物のうち、届出対象行為に係る建築物又は工作物とそれ以外の建築物又は工作物との別 (5) 第2号の区域内における次の事項 ア 樹木の位置、樹種及び樹高 イ 植栽、張芝等の位置 ウ 外構その他建築物又は工作物と一体となって景観を形成する物件の位置 (6) 第2号の区域に接する公道の位置、形状及び幅員	
土地の形状変更等	土地利用計画図（建築物の建築等又は工作物の建設等）	(1) 縮尺及び寸法 (2) 届出対象行為に係る建築物又は工作物（これららの外壁に附属して露出する建築設備及び広告物を含む。）の立面2面以上に彩色を施したもの その他参考となるべき事項	縮尺50分の1以上
	現況図	(1) 方位及び縮尺 (2) 届出対象地の区域の形状及び寸法 (3) 前号の区域内における地形地物の現況	縮尺100分の1以上

景観計画区域内における行為の届出事務処理台帳

	届出年月日	届出者	届出対象地	行為種類	審査結果	適合通知年月日	備考
	上記・受付番号					上記・発出番号	
1	・	(住所)	桜川市	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 適合	・	
	受付第 号	(氏名)	(上記面積: m ²)	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 不適合		
2	・	(住所)	桜川市	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 適合	・	
	受付第 号	(氏名)	(上記面積: m ²)	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 不適合		
3	・	(住所)	桜川市	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 適合	・	
	受付第 号	(氏名)	(上記面積: m ²)	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 不適合		
4	・	(住所)	桜川市	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 適合	・	
	受付第 号	(氏名)	(上記面積: m ²)	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 不適合		
5	・	(住所)	桜川市	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 適合	・	
	受付第 号	(氏名)	(上記面積: m ²)	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 不適合		

- ※ 届出者が法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- ※ 「届出対象地」の欄は、届出対象行為をする土地の所在、地番及び面積を記載すること。
- ※ 「行為の種類」の欄は、建築物の建築等の場合は「建築物」に、工作物の建設等の場合は「工作物」に、土地の形質変更等の場合は「土地」にチェックを入れること。
- ※ 「審査結果」の欄は、景観形成基準への適合又は不適合の別について該当するものにチェックを入れること。
- ※ 「備考」の欄は、景観法第16条第3項の規定による催告又は同法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令を行った場合に、その日付及び番号を記載すること。

土地利用 計画図 (土地の 形質変更 等)	(4) 第2号の区域に接する公道の位置及び形状 (5) 第2号の区域に接する土地の利用状況 (1) 方位及び縮尺 (2) 届出対象地の区域の形状及び寸法 (3) 前号の区域内において土地の造成を行う場 合にあっては、造成後の法面又は擁壁その 他の構造物の種類、位置及び寸法 (4) 第2号の区域内において木竹の伐採を行う 場合にあっては、保存し、伐採し、移植し、 又は新たに植樹する木竹の種類、位置、本 数をそれぞれ色分けしたもの (5) 前2号に掲げるもののほか、第2号の区域 内における土地利用の内容 (6) 第2号の区域に接する公道の位置、形状及 び幅員	断面図 (1) 方位及び縮尺 (2) 届出対象地の区域内における造成前後の土 地の断面2面以上	その他市 長が特に 必要と認 めるもの	備考 (1) この表において「届出対象地」とは、届出対象行為をする土地をいう。 (2) この表において「マンセル表色系」とは、産業標準化法(昭和24年法 律第185号)に基づく日本工業規格Z 8 7 2 1に定める色の表示方法 をいう。 (3) 届出対象行為の規模が大きいため、この表に定める縮尺の図面によつて は適切に表示することができないときは、当該届出対象行為の規模に応 じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代える ことができる。
	縮尺100分の 1以上			

景観形成基準との適合に関する調書

区分		左記の景観形成基準との適合に関する所見等
建築物の建築等	形態意匠の制限	
	形態	
建築物の建築等	色の制限	
	色	
高さの制限等		
壁面の位置の制限等		
工作物の建設等		
土地の形質変更等		

（備考）

- この調書は、桜川市景観まちづくり規則第13条第1項の届出書とあわせて主管課に提出してください。
- 該当する届出対象行為の区分の欄に、景観形成基準との適合に関する所見や適合を図るために配慮した事項などをできる限り具体的に記載してください。